広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第381号）

第１　審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が，本件異議申立ての対象となった行政文書について，不存在であることを理由に不開示とした決定は，妥当である。

第２　異議申立てに至る経過

１　開示の請求

異議申立人は，次表に掲げる開示請求の日付で，広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第５号。以下「条例」という。）第６条の規定により，実施機関に対し，同表に掲げる発送部署が，同表に掲げる行政文書開示請求に関する郵便物（以下同表に掲げる整理番号の順に「本件通知文書１」から「本件通知文書４」までといい，これらを総称して「本件通知文書」という。）の発送方法を配達記録扱いとした根拠が記載されている規程又は決裁文書などの行政文書（以下同表に掲げる整理番号の順に「本件請求文書１」から「本件請求文書４」までといい，これらを総称して「本件請求文書」という。）の開示請求（以下同表に掲げる整理番号の順に「本件請求１」から「本件請求４」までといい，これらを総称して「本件請求」という。）を行った。

整理番号	開示請求の日付	発送部署	行政文書開示請求に関する郵便物
1	平成19年12月28日	道路河川管理室	平成19年12月25日付け管理第65号，同日付け管理第66号，同日付け管理第67号，同日付け管理第68号，同日付け管理第69号及び同日付け管理第70号の行政文書不存在通知書
2	平成20年1月14日	道路河川総務室	平成19年12月28日付け道河第59号の行政文書部分開示決定通知書
3	同上	道路河川管理室	平成20年１月８日付け管理第73号，同日付け管理第74号及び同日付け管理第75号の行政文書不存在通知書
4	平成20年1月20日	道路河川管理室	平成20年１月16日付け管理第78号の行政文書不存在通知書

２　本件請求に対する決定

実施機関は，本件請求文書１から本件請求文書４までについて，それぞれ，不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下同表に掲げる整理番号の順に「本件処分１」から「本件処分４」までといい，これらを総称して「本件処分」という。）を行い，本件処分１については平成20年１月16日付け管理第78号で，本件処分２については平成20年１月29日付け道河第67号で，本件処分３については平成20年１月29日付け管理第84号で，本件処分４については平成20年２月５日付け管理第88号で異議申立人に通知した。

３　異議申立て

異議申立人は，本件処分を不服として，平成20年２月17日付けで，行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第６条の規定により，実施機関に対し異議申立てを行った。

第３　異議申立人の主張要旨

１　異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し，開示を求める。

２　異議申立ての理由

異議申立人が，異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は，おおむね次のとおりである。

本件処分は，行政文書開示請求の手続に関する郵便物の発送方法を「配達記録」扱いとするための規程並びにその根拠を意図的に不開示としたものであり，土木整備局道路河川管理室・同道路河川総務室の郵送方法は広島県のその他の部署とは異なる裁量権を濫用した不当な行政手法だと思料される。

行政文書開示請求の手続に関する郵便物の発送方法を配達記録扱いとするためには，その根拠となる規程が必要である。

実施機関は，平成 20 年 10 月 16 日付け土整第 86 号の理由説明書の中で，「県が郵送で施行する文書について，その全てを類型化し，その施行方法を定めることは，文書の性格や受取人が様々であることから，現実的ではなく，ある文書について，郵送の施行方法をどれにするかは，当該文書の性格等を踏まえて，当該発送担当部署が，その都度判断している。」と詭弁を弄し，かつ，自らの裁量権が絶大であることを誇示しているものと認められる。

しかし，行政文書開示請求に関する郵便物の発送方法を配達記録扱いとするのは，当該文書の性格から考えてどうだというのか，当該発送担当部署が，その都度どのように判断しているというのか，開示請求人（不服申立人）が，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け指令東広建竹第〇〇号の不許可処分に係る利害関係者だからという理由のみで配達記録扱いとする理由しか考えられず，当該配達記録扱いの行政手法により税金を浪費し，かつ，開示請求人（不服申立人）に対して広島県の立場のみを優先して配達記録という特殊扱いすることで同人に無言の威圧感を与えることは到底容認できない。

広島県の他の部署では，行政文書開示請求に関する郵便物の発送方法を配達記録扱いにしておらず，開示請求の対象とした文書は当然に存在すると思料されることから，適正に開示するよう要求する。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は，おおむね次のとおりである。

文書を郵送で施行する場合，その方法としては，普通郵便，配達記録，簡易書留，

書留などが想定される。

県が郵送で施行する文書について，その全てを類型化し，その施行方法を定めることは，文書の性格や受取人が様々であることから，現実的ではなく，ある文書について，郵送の施行方法をどれにするかは，当該文書の性格等を踏まえて，当該発送担当部署が，その都度判断している。

したがって，本件通知文書の郵送による発送方法の種別について定めた規程は存在しない。

また，本件通知文書に係る起案を確認したところ，本件通知を配達記録で郵送することについて，なぜ配達記録を採用するのかといった理由や根拠は記載されていなかった。

したがって，本件通知文書を配達記録とした根拠が記載された決裁文書も存在しない。

以上のとおり，本件請求文書が不存在であるために開示することができないとした本件処分は妥当である。

第５　審査会の判断

１　本件請求について

本件請求は，実施機関が異議申立人に発送した本件通知文書について，実施機関が発送方法を配達記録扱いとした根拠が記載されている規程又は決裁文書などの行政文書の開示を求めるものである。

実施機関は，本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行ったため，以下，その存否について検討する。

２　本件処分の妥当性について

実施機関は，文書を郵送で施行する場合，その方法としては，普通郵便，配達記録，簡易書留，書留などが想定されるが，県が郵送で施行する文書について，その全てを類型化し，その施行方法を定めることは，文書の性格や受取人が様々であることから，現実的ではなく，ある文書について，郵送の施行方法をどれにするかは，当該文書の性格等を踏まえて，当該発送担当部署が，その都度判断しており，本件通知文書の郵送による発送方法の種別について定めた規程は存在しない旨説明する。

当審査会において，条例，広島県情報公開条例施行規則（平成 13 年広島県規則第 17 号），広島県情報公開事務等取扱要綱（平成 13 年３月 29 日制定）などの情報公開関係規程及び広島県文書等管理規則（平成 13 年広島県規則第 31 号），広島県文書等管理規程（平成 13 年広島県訓令第５号）などの文書関係規程その他の規程を見分したところ，本件通知文書のような行政文書開示請求に関する文書について，郵送による場合，その発送方法の種別を定めた規程は存在しないことを確認した。

なお，実施機関に確認したところ，配達記録や書留など特殊扱いする文書等の発送については，実施機関の総務課が「文書発送ガイドブック」というマニュアルを作成

し，その中で，「『特殊扱い』とする文書等の発送基準」を記載しているものの，文書等の内容や重要性等を考慮して，各担当部署において，その都度，書留，簡易書留，配達証明，配達記録，速達などのうち真に必要な発送方法を選択することとしているとのことであった。

さらに，本件通知文書に係る起案文書を見分したところ，本件通知文書の発送方法として，配達記録を採用する理由や根拠は記載されていないことを確認した。

よって，本件通知文書の郵送による発送方法の種別について定めた規程及び本件通知文書の発送方法を配達記録扱いとした根拠が記載された決裁文書は存在しないとの実施機関の説明は，不自然・不合理ではない。

以上のことから，実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないため，これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

３　その他

異議申立人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　結論

よって，当審査会は，「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

第６　審査会の処理経過

当審査会の処理経過は，別記のとおりである。

別　記

審　査　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成20. ７. 14	・諮問を受けた。
平成20. ８. 13	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成20. 10. 16	・実施機関から理由説明書を収受した。
平成20. 10. 29	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
平成22. ８. ３	・異議申立人から意見書を収受した。
令和元. 11. 22 （令和元年度第８回）	・諮問の審議を行った。
令和元. 12. 20 （令和元年度第９回）	・諮問の審議を行った。

参　考

答申に関与した委員（五十音順）

【第３部会】

金　谷　　信　子	広島市立大学教授
中　根　　弘　幸 （部会長）	弁護士
山　田　　明　美	広島修道大学准教授